

之趣相心得候者、自然に組中茂可相心得儀之由御意之趣之事。

三 兩組頭に御條目之意味被仰

渡覺

同年十二月六日之夜、御小將頭三人、御馬廻頭六人御前に被召出、今度御渡之御條目之御意味御直に被仰聞候趣左之通。

一、第一御ヶ條

別而被仰聞旨茂無之候。御頭書之通不絶可相守處。

一、第二

組中之内意を爲知べき、又は不時に御尋候刻爲可申上に、或者目付を以潜に相窺、不義を可見顯心懸常住にしては、諸人之不喜所にして、還而心得を損る事に候。上に被知召儀、頭々不存事向後も數多あるべし。不拘其儀、唯無間斷心に入においては、其内を茂連々可知事。

一、第三

組頭組中親みなくしては、其作法を可正便なく候。内外異

付を以證とする事、以疑相向に似てしかも疑を決すべからず。當世迂遠之儀と云ながら、誠を以嚴重に相向はゞ、感應之道理はなきにしもあらざる事歟。

一、第五

私之榮耀をやむる專一之事。小身なる者、唯今之世間身持大事之時節に候。少之動搖に付而茂、内々費過分に可成。左候得ば行住座臥油斷ありては不可成。時之風俗に引れ、私之榮耀不覺して令重過所を能々覺悟あるべし。小身なるものは、無據勝手不成所も尤之輩も有之か。役を止候はゞ、是程には有間敷と思召儀有之旨、御奥意有御意之躰と相聞え候。勝手行詰御奉公不成もの有之候はゞ、随分頭々相談を以除知等をも爲致、往々取續候様令介抱、若江戶詰等之節行詰候族は、御預金銀を以略可相潤事に候。御小將組は切々江戶詰をも仕、其上御用懸等他之組に超たる儀に候得ば、別而其類可多思召候。御用等をも相勤可被召仕人々、勝手之不如意計に依て御奉公も不成首尾に候得ば、其身又迷惑はさる事に而、公儀にも御事被欠候。人多候とても、被召仕者は澤山には無之儀に候。先年之様におしなべ無吟

見之品、大抵世間之心得相たがふ所有之歟。眼前に顯る所計に心を付るに依ての儀也。惣而指あらはれたる儀者、人之嗜所に候故、悪しきとても小惡にして大なる無害、然も改所安かるべし。譬若輩之ものは、衣類等之儀杯、其外輕き事は相ゆるすべき品も有之處に、年老之格に當、異見を加へ杯候得ば、却而耳馴、肝要之異見をも蔑に聞成、又は外見をつくろひ、非を飾便とも成べし。其人々相應を見計、隠れてあしき所を可諫儀に候。別而惡き所業あるものは、かならず外邊をつくろひて諫人を嫌ひ、同朋を相語ひ、内々之惡事を不顯、逐日増長するに依て、第一之惡事はに至極候。此所之異見專要之事。若又僅なる儀に付而不宜行跡在て、諫を受るといへども、是あながち御奉公之害にもあらず、又侍之難にも不成程の事、我とゆるす事有。畢竟惡事之本たり、害なきといへども、悪しき道はあしきと可心得事。

一、第四

無私心所を以慎とすべし。侍の筋目を不失、嚴重に支配之事。其品不赦計一隅を揚るに、湯治御暇申上刻、醫師之書

味、金銀借渡可申にはあらず候。去とて又かすまじきものと相心得候へば、金銀御預之詮茂無之、左候へば可借ものは役儀にも可依事に候。借銀之爲除知仕置候へば、人馬可持ものも其扶持不能成、また人馬過分に減少候へば御奉公不相調類等可有之候。か様之並は、見計ひ可借渡ものと被思召候。組中勝手不成もの有之ば、其頭々可爲越度との儀、あしく不可心得候。人々生質により、勝手方不調法之者も有之躰に候得ば、向後とても勝手不成者は可有之候。行詰候迄其分に指置、御奉公欠申様に罷成候はゞ、頭々油斷に候。前廉に令相談、不行詰様可介抱事に候。無用之器物之事、好翫之字心を可付事。享樂遊興、是又所行とする所を御誠之事に候。不用して不叶處有之器具・馬具等に至迄、用様之品により不知分限候得者、無用之器物同前之事。

附り、元和二年之御掟、加州知之御定を以定役と可相心得。雖然平生其圖に合候儀者難成事に候。此御定を相心得可罷在事。役儀により組頭・物頭・御番頭・御使番・御横目等は、馬なくて不叶によりて、是非に一疋は所持する儀也。無左者は先當分令勘略、勝手之成立候心得あるべ